

部落差別（同和問題）の解決に向けて

部落差別（同和問題）とは

日本社会の歴史的過程で形作られた身分差別により、日本国民の一部の人々が、長い間、経済的、社会的、文化的に低い状態に置かれることを強いられた、我が国固有の人権問題です。

（出典：法務省「部落差別（同和問題）を解消しましょう」に基づいて作成）

今なお続くおもな問題

身元調査（結婚・就職等）における差別

同和地区出身であることなどを理由に結婚に反対されたり、就職等において不利な取扱いを受けたりするなどの事案が発生しています。

部落差別（同和問題）は、「出身地差別」問題です。出身地や地域名にこだわらず、互いの「ふるさと」を大切にしながら、「基本的人権の尊重」につながります。



インターネットにおける差別

インターネット上で、不当な差別的取り扱いを助長・誘発する目的で特定の地域を同和地区であると指摘するなどの事案が発生しています。インターネット上の情報は、一度拡散してしまうと、完全に削除されることが難しいため、問題となっています。

部落差別の解消の推進に関する法律（H28.12.16公布・施行 抜粋）

（目的）

【第一条】 この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

（国及び地方公共団体の責務）

【第三条】 国は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関する施策を講ずるとともに、地方公共団体が講ずる部落差別の解消に関する施策を推進するために必要な情報の提供、指導及び助言を行う責務を有する。

2 地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

（教育及び啓発）

【第五条】 国は、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努めるものとする。

この法律では、「現在もなお部落差別が存在する」ことが法律で明文化されました。さらに、「部落差別は許されないもの」と位置づけ、国と地方公共団体に解消に向けた「責務」を課し、部落差別を解消するための「教育及び啓発」の必要性が明記されました。附帯決議には、「教育及び啓発を実施するに当たっては、新たな差別を生むことがないように留意しつつ、真に部落差別の解消に資するものとなるようにすること」とされています。